



アクティビティーノート 〈第233号〉

2016年6月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1.1. 2016年6月度 相談受付件数 (P.1)
 - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~6)
2. 入手資料の紹介 (P.7)
3. メディア情報から (P.8)
4. 化学製品の成分表示について~その1化粧品と医薬部外品~ (P.9~10)

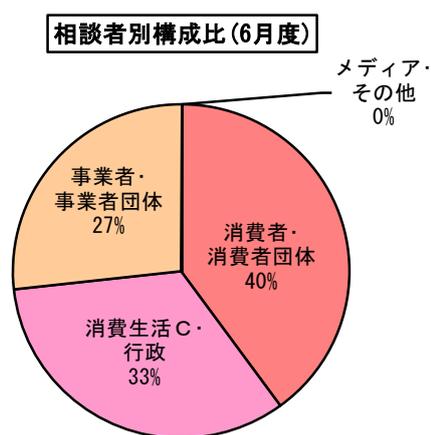
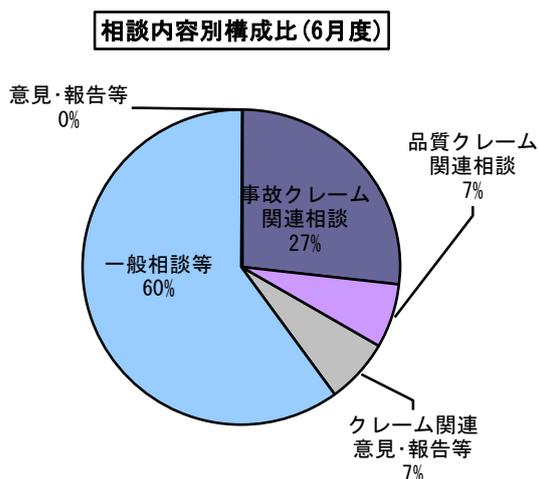
1. 相談業務

1. 1. 相談受付件数

2016年6月度 相談受付件数 (5/28~6/24 実働: 20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	0	1	2	0	6	40%
消費生活C・ 行政	1	0	0	4	0	5	33%
事業者・ 事業者団体	0	1	0	3	0	4	27%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	4	1	1	9	0	15	
構成比	27%	7%	7%	60%	0%		100%

相談内容区分 (改訂 2003年8月)



事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <エアコンクリーニングで体調不良>70代の女性から「業者にエアコン洗浄をして貰った後、1回使用したが、薬剤臭がして喉や目などに刺激を感じ、皮膚が赤くなるなどアレルギーのような症状を発症した。業者に連絡し、2回ほどエアコンの水洗いをして貰った。薬剤臭は消えたが、別の臭気を感じて、怖くてエアコンを使えない。どうしたらよいか。」との相談を受けている。医師に受診して、現在症状は治まっているとのこと。業者に使用した薬剤を問合せたところ、水酸化カリウムなどを含むアルカリ性の洗浄剤を使用しており、防カビ剤等は使用していないとのことだった。どう回答したらよいかアドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒使われている洗浄剤は強アルカリ性で皮膚や粘膜に対する腐食性がありますので、微量でも何らかの原因で吸入したり皮膚に付いたりすると、お申し出の様な症状が出ることは考えられます。ただし、使われている成分はいずれも水に溶けやすい成分であり、業者が2回水洗いをされているとのことですので、継続して影響が出ることはないように思われます。身体症状が治まっているのならば、徐々に様子を見ながら使用されてはどうかと、お話になってはいかがでしょうか。

- ◆ <隣家の柔軟剤のニオイが原因と思われる体調不良> マンションに住んでいる。1ヵ月ほど前に引っ越してきた隣の住人が使う柔軟剤のニオイで、頭痛、吐き気がしており、また顔の皮膚にピリピリと刺激感があり、耳が赤くなるなどの症状が出ている。消臭剤を使ったり、室内の空気を入れ替える時は開ける窓を選んだり、いろいろと室内のニオイを軽減させる方法を試しているが、効果がない。何か良い方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒柔軟剤等の製品のニオイについては、その感じ方や化学物質の感受性に個人差があります。

日本石鹼洗剤工業会では、『柔軟仕上げ剤を使うときのポイント』として、『香りを心地よく楽しむために、周りの方に配慮した適正な使用をお願いいたします』と啓発しています。ご近所の方と、柔軟剤のタイプや使用量、物干しの場所など、ご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <台所用漂白剤から出る有害ガスで認知症を発症> 最近毎朝、自宅で朝食を準備していると、頭がボーッとしてくる。専門の医師からは、軽度の認知症を発症していると診断された。以前から、定期的に△△社の台所用漂白剤〇〇で除菌をしてきたので、これが認知症発症の原因ではないかと疑っている。〇〇から、認知症の原因の一つとされる活性酸素が発生していないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性) <消費者>

⇒〇〇の主成分は、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム及び界面活性剤です。これらの成分と、認知症の原因になるとされる活性酸素との関連については、当センターには知見がありません。認知症に関する専門医にお尋ねください。

- ◆ <新しいシャンプーを使い始めて抜け毛> 先日、TVショッピングで△△社のシャンプーを知り、早速購入して娘と二人で使用した。しかし、使用を開始して3日後に、抜け毛が多いことに気が付き、使用を中止している。この様な事があるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒当センターには、△△社のシャンプーに関する情報はなく、抜け毛との因果関係については、判断できません。既に、このシャンプーの使用を中止されているとの事ですので、このまましばらく様子を見られてはいかがでしょうか。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <コンクリートの床の変色> 車庫を施工した客から「何もこぼした覚えがないのに、コンクリートの床がシミ状に変色している」とのクレームを受けている。コンクリートの内部からシミが浮き出てくるのとは考えにくいのだが、シミの原因が何なのかを突き止めた上で顧客対応したい。化学製品PL相談センターで分析を行ってもらえないだろうか。できないならば、分析機関を紹介してもらえないだろうか。(30代くらいの男性) <事業者>

⇒当センターでは分析は行っておりません。分析を受付けている機関についての情報は、国民生活センター (http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html) や製品評価技術基盤機構 (<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) のホームページに紹介されていますので、そちらをご覧ください。分析を依頼する場合には、何を分析するか明確にしておくといいでしょう。また分析にかかる費用は自費となります。

◆ クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤のニオイにアレルギー> 自分の6歳の子供は、小学校の教室にこもる柔軟剤のニオイで、アレルギー症状がでている。各家庭では使用量を守って柔軟剤を使用しているが、多くの児童が集まる学校の教室では、香料の濃度が高くなる。そのため、学校に通うことができない子どももいる。更なる柔軟剤使用の自粛と、ニオイの除去方法の開発を、指導していただきたい。化学製品PL相談センターは、消費生活センターより紹介された。(若い女性) <消費者>
⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者を指導できる立場にありません。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有を図ってまいります。

◆ 一般相談等

- ◆ <シャンプー成分の安全性> 「先日通信販売で△△社のシャンプーを購入した。しかし、商品が届いてよく見ると、成分に『メチルイソチアゾリノン』が記載されていることを知った。この成分は使用が禁止されているものではないのか」との問合せを、60歳代の女性から受けている。配合してはいけない成分なのか。また、当該成分の安全性について、より詳細な説明を求められた際は、化学製品PL相談センターを紹介してよいか。<消費生活C>

⇒メチルイソチアゾリノン (MIT) は、防腐剤として用いられる化合物です。平成12年の厚生労働省告示331号『化粧品基準』で、国内では0.01%までの配合が認められています

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/keshouhin-standard.pdf>)。その旨ご回答ください。より詳細な説明が必要でしたら、わかる限りでお答えいたしますので、当センターをご紹介ください。

- ◆ <洗濯用リングの有効性> 「先日知人から、洗濯用のリング〇〇を勧められた。リングに閉じ込められた特殊な液体の効果で、洗濯槽に入れれば洗剤を使わなくても衣服の汚れが落ちるといふ。高価なものだが、本当に効果があるのだろうか」との相談を、70歳代の女性から受けている。製品には、洗浄力を発揮する仕組みが、聞きなれない用語で説明されており、有効性が判断できない。どのように回答すべきか、アドバイスいただきたい。<消費生活C>

⇒〇〇の洗浄力に関して、インターネット上に掲載されている説明を読む限りでは、明確な科学的根拠があるとは考えにくいところですが、このリングに関する情報がないため、当センターでもその有効性について判断できません。自己責任でお考えいただくようお願いし

い。

- ◆ <銀イオン除菌剤の安全性>50代の主婦から「テレビで、銀イオンで除菌できる消臭スプレーのCMを見た。お風呂の排水溝周りにスプレーしていたが、銀のような金属を排水中に流してしまっただけで問題はないのだろうか。水俣病のような公害の原因になるのではないかと」との問合せを受けている。どのように回答したらよいかアドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒水俣病は、工場排水中の有機水銀（メチル水銀）による水質汚染が原因で、水銀と銀はまったく別の金属です。銀は昔から食器や装飾品に使われており、人体への影響が問題視されるような有害性についての報告は見当たりません。日本の水道水の水質基準においても、カドミウム、水銀、クロムなどは安全性の観点から基準値が設けられていますが、銀にはこのような基準値が設けられておりません。ご心配には及ばないとお話しになってはいかがでしょうか。

- ◆ <セメントから放散すると聞いたホルムアルデヒドの安全性> 「息子は、勤めている会社でセメントを用いて作業している。先日、セメントには有害なホルムアルデヒドが使用されているという話を聞いた。本当だろうか」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒セメントは石膏や二酸化ケイ素、酸化アルミニウム等の無機化合物を基材とした混合物で、土木・建築の用途で多く用いられている建材です。一方、ホルムアルデヒドは、合板や壁紙、接着剤等から放散されることのある有機化合物です。国土交通省の平成15年9月の資料『告示対象外で規制を受けない建材の例とその扱い』の中で、セメントやコンクリートは、「ホルムアルデヒドの発散がほとんど認められない」建材とされています

(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/kensetu.files/kokujitaishou>)

- ◆ <携帯型虫よけの安全性> 幼児が屋外で遊ぶに際して、蚊よけのために△△社の携帯型虫よけ〇〇を使っている。〇〇の有効成分として、ピレスロイド系の成分が使われているとの事だが、これは人体に安全なものだろうか。なお、幼児の体調に、異常があるわけではない。化学製品PL相談センターは他の相談室から紹介された。（若い女性）〈消費者〉

⇒ピレスロイド系の殺虫剤は、除虫菊の薬効成分を研究する中で見出され、今では多くの種類の化合物が開発・製造されています。一般的に、ピレスロイド系の薬剤は昆虫に選択的に作用し、人に対しては毒性が低く安全であるとされています。製品個々の安全性や使用方法については、そのメーカーが責任を持ってお答えしますので、詳しいことは△△社の相談窓口にお問い合わせください。

- ◆ <高圧電線の近くにいると癌になるのか>高圧電線の近くに住んでいる人は癌になりやすいという話を聞いた。ネットにも発がん性を懸念する書き込みが色々ある。自宅の近くにも高圧電線が通っており、子どもに影響がないか心配だ。確かな情報はないだろうか。化学製品PL相談センターには以前、別件で相談したことがある。(30代主婦) <消費者>

⇒当センターの専門外で、適当な情報を持ち合わせておりません。おそらく電磁波を問題にしているものと思われます。電磁波関連のFAQが電力会社のHPに掲載されていますのでご参考にされるとよいと思います。

(<http://www.tepco.co.jp/ps-engineering/denjikai/denjiha08-j.html>)

- ◆ <マーキングシートの消費期限> 自分は看板を製作設置する事業を営んでいる。先般、材料のマーキングシートを販売代理店より購入したところ、製造後しばらく倉庫に保管されていたものらしく、一部変色していた。本品は代理店に交換させたが、こういった製品では、使用期限を記載する義務はないのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性) <事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。製品の特性などについては、そのメーカー或いは販売代理店にお問い合わせください。なお、一般消費者向け製品の場合、マーキングシートに関して使用期限の記載を定めた法律はありません。

- ◆ <化学製品の表示について>潤滑剤を製造している事業者だが、製品へ必要な表示の書き方について教えてもらえる機関を探している。化学製品PL相談センターで相談に乗ってもらえないだろうか。製品は主に事業者向けのものだが、一般消費者が使う場合もある。<事業者>

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は表示を所管する行政にお問合せください。

- ◆ <販売店の賠償責任> 自分は、メーカーA社より樹脂製品を仕入れ、事業者B社に納入する販売業を営んでいる。今般、A社の製造上の不具合で、B社の最終製品に多くの欠陥が発生した。その為、B社は当社にその欠陥に係る損害賠償を求めてきた。この場合、樹脂製品を販売した当社には、どのような損害賠償責任があるのだろうか。なお、製造元のA社は、樹脂製品の欠陥を認め、損害賠償に応じると言っている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性) <消費者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、事業者間の取引に関する事項であるため、関係する法律の専門家等にご相談ください。

2. 入手資料の紹介

—2016年6月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「平成27年度活動状況報告」
2. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2016年5月度）」
3. ガス石油機器PLセンター「平成27年度事業報告」
4. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2016. 5
5. 家電製品PLセンター「平成27年度相談等受付実績」
6. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2016年5月度》」
7. 医薬品PLセンター「平成27年度年次報告書」
8. 消費生活用製品PLセンター「2015年度消費生活用製品PLセンターの活動報告」
9. 生活用品PLセンター「生活用品PLセンターインフォメーション(平成27年度下期活動報告)」
10. 住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住宅相談と紛争処理の状況（2016）」
11. 住宅リフォーム・紛争処理支援センター住宅部品PL室「平成27年度PL関係 相談状況」
12. 日本化粧品工業連合会PL相談室「PL相談室の受付状況の報告について」
13. プレジャーボート製品相談室「活動状況報告No. 19（平成27年4月～平成28年3月）」
14. 日本石鹼洗剤工業会「CLEAN AGE No. 246」
15. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」6月号

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
 - ① ご氏名（フリガナ）
 - ② お勤め先（フリガナ）
 - ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ ご連絡いただきました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

* 東京都は、化粧品基準で配合が認められないステロイド成分の入ったクリームの製造販売の中止と回収を、「日中友好開発」と「鶴薬局」に指示したと発表。(5/25 毎日)

* 消費者庁、警視庁、厚生労働省など8省庁と内閣府は、14歳以下の子供の事故死について、情報の共有を開始。これまで、官庁ごとに扱われていた死因などの情報を集約し、予防策を含んだ分析結果を年度内に公表して、類似の事故の再発防止を進める。
(5/29 朝日)

* 中央環境審議会の部会は、環境相の諮問を受け、ごみ焼却場や火力発電所から大気中に排出される水銀の濃度基準値を決定。環境省はこれを受けて、8月にも大気汚染防止法施行令などを改正する。
(6/8 朝日)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

.....★ 出前講師のご案内 ★.....

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

化学製品の成分表示について

その2 家庭用の洗剤・洗浄剤

前回は、シャンプーやリンス等の表示に関する規制や自主基準をご紹介しました。それでは、体に使うシャンプーやボディシャンプー、ハンドソープなど以外の洗剤については、その表示に関してどのような決まりがあるのでしょうか。

洗濯用・台所用洗剤の分類と表示

家庭用の石けんや洗剤の成分表示については、『家庭用品品質表示法』で名称や記載方法が定められています。この法律は、家庭でよく用いられる繊維製品など約90品目についての表示を定めたもので、対象品目の『雑貨工業品』の中に、『合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん』があります。

この法律では、用途を「洗濯用」と「台所用」に大別し、また成分を「合成洗剤」と「石けん」に大別して、表示方法を規定しています。

『家庭用品品質表示法』における洗剤、洗浄剤の表示（『雑貨工業品品質表示規程』に定める）

品 目	表 示	
	品名の表示方法	表示すべき事項
合成洗剤	洗濯用合成洗剤	1. 品名 2. 成分 3. 液性 4. 用途 5. 正味量 6. 使用量の目安 7. 使用上の注意
	台所用合成洗剤	
	「用途の適切な表現」に「合成洗剤」を付したものの	
洗濯用または台所用の石けん	洗濯用石けん	
	洗濯用複合石けん	
	台所用石けん	
	台所用複合石けん	
住宅または家具用の洗浄剤	「用途の適切な表現」に「洗浄剤」を付したものの	

ここで、「合成洗剤」や「石けん」「洗浄剤」は、汚れを落とす働きを持つ成分の種類によって分類されています*1)。

品 目	汚れを落とす働きを持つ成分の種類	
合成洗剤	全界面活性剤中の純石けん分*以外の界面活性剤が、洗濯用では30%を超え、台所用では40%を超えるもの。	
石けん	石けん	純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの。(界面活性剤が石けん分のみのももの。)
	複合石けん	全界面活性剤中の純石けん分が、洗濯用では70%以上、台所用では60%以上のもの。
洗浄剤	主に酸、アルカリの化学作用で汚れをおとすもの	

*「純石けん分」とは、界面活性剤の一種である脂肪酸塩をさす

なお、同法では、洗剤に関連した品目として、上記の他にワックスや漂白剤、磨き剤等についても表示に関する規定があります。

成分の表示方法

『家庭用品品質表示法』の『雑貨工業品品質表示規程』では、品目ごとに成分に関する表記方法を具体的に取り決めています。洗剤にあつては、「界面活性剤」の種類の名前のほか、蛍光剤、酵素、漂白剤を配合し

ているものについては、「洗淨補助剤」、「蛍光増白剤」、「酵素」、「漂白剤」の用語を表示することとされています。

「界面活性剤」については、合成洗剤や複合石けんでは、「界面活性剤」の表示に続けて、括弧書きで界面活性剤の総含有率及び界面活性剤の種類を付記することとされています。また、石けん（純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの）にあつては、「純石けん分」の表示に続けて、括弧書きでその含有率と脂肪酸塩の種類を付記することとされています。界面活性剤の種類と名称は、以下の表に従って記載されます。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類を示す用語
陰イオン系 界面活性剤	脂肪酸系（陰イオン）	・脂肪酸ナトリウム ・脂肪酸カリウム ・アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系（陰イオン）	・アルキル硫酸エステルナトリウム ・アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	・アルキルスルホン酸ナトリウム
非イオン系 界面活性剤	脂肪酸系（非イオン）	・しょ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系（非イオン）	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
両性イオン系 界面活性剤	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキシド系	・アルキルアミノオキシド
陽イオン系 界面活性剤	第4級アンモニウム塩系	・アルキルトリメチルアンモニウム塩 ・ジアルキルジメチルアンモニウム塩

成分表示に関する業界の自主基準

日本石鹼洗剤工業会では、製品について更に詳しく正確な情報を提供することを目的に、成分情報開示に関して自主基準を、2011年5月に定めました*2)。この基準は、洗たく用、台所用、その他用洗剤に加え、漂白剤、柔軟仕上げ剤等を対象として、製品に添加、配合された全ての成分について、その成分名称とともに、その成分の機能あるいは配合目的を開示することとしています。

出典)

- 1) 『石けん洗剤知識』 日本石鹼洗剤工業会
http://jsda.org/w/03_shiki/2kurashi_11.htm
- 2) 『家庭用消費者製品における成分情報開示に関する自主基準』 日本石鹼洗剤工業会
http://jsda.org/w/01_katud/jsda/JSDA_jishuki_jun_seibunkai_ji.pdf